

東御市勤労者生活資金等融資に関する協定書

東御市長（以下「甲」という）と長野県労働金庫（以下「乙」という）とは、東御市勤労者生活資金等融資要綱（以下「要綱」という）に基づき、東御市勤労者生活資金等融資事業を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（預託）

- 第1条 甲は、融資の原資として金20,000,000円を乙に預託するものとする。
2. 預託期間は、平成31年4月1日～平成32年3月31日とする。
 3. 預託金は普通預金無利息型（決済用預金）とし、預託利率は年0.00%とする。
 4. 甲が預託金の全部又は一部の返還（又は払戻し）を請求した時は、乙は指定される日までに、第2条に定める融資の総枠を融資残高が超過しない範囲において、返還するものとする。

（融資の枠）

- 第2条 融資の総枠は、甲が乙に預託した金額の2.50倍とする。ただし、総枠に達した時は、期間内であっても締め切ることができるものとする。

（融資条件等）

- 第3条 融資対象資金、融資の条件及び融資対象者については、甲が定めた要綱により乙が取扱うものとする。
2. 融資金利の種類は、固定金利型および変動金利型とする。
 3. 融資利率は、融資の資金用途に応じて、乙固有の融資商品「カーローン」「教育ローン」「無担保住宅ローン」「多目的ローン」「福祉ローン」の適用金利（所定の引下げ条件を満たす場合には引下げ後の金利）より0.01%引下げた利率を適用する。なお、当制度における融資商品ごとの金利優遇については、乙が別に定める優遇幅を適用する。
 4. 融資返済期間は、最長10年とする。

（協定の解除）

- 第4条 甲・乙いずれかにおいて、この協定を履行し得ない事情を生じた場合は、3ヶ月以上の予告期間を付して相手方に対し、この協定を解除することができるものとする。
2. 前項の場合においては、第1条第4項の定めに従い、乙は甲の預託金（及びその利子）を速やかに甲に返還するほか、甲及び乙は残務終了に至るまでその責を負うものとする。

（損害の責任）

- 第5条 乙がこの協定に違反して行った行為のため、若しくは故意又は過失により生じた

損害に対しては、甲はその責を負わないものとする。

(協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。
ただし、この期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれから特段の意思表示がな
かった時は、この協定は自動的に更新されるものとし、以後についても同様とする。

(協議)

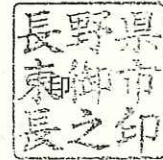
第7条 この協定の融資の取扱いについては、要綱に定めるところにより従うもののほか、
必要事項については、甲・乙協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有す
るものとする。

平成31年4月1日

甲 住 所 東御市県281番地2

氏 名 東御市長 花岡 利夫



乙 住 所 上田市長瀬2998番地1

氏 名 長野県労働金庫丸子支店
支店長 原 俊樹

